スキー場利用約款

第1条 目的

当社(信州綜合開発観光株式会社)の経営するスキー場におけるスキー、その他の雪上のスポーツや遊びに関する利用は、この約款の定めるところにより行います。この約款に定めのない事項については法令に定めるところにより、法令に定めのないときには「国内スキー等安全基準」(全国スキー安全対策協議会・1994年8月改訂版)に準じるほか、一般の慣習によります。

第2条 告知

- 1. 当社の経営するスキー場は利用者の安全を守るために最善の努力をしていますが、皆様には次の各項各号のことがらをよく理解の上、事故無くご利用いただくよう告知します。
- 2. スキー(スノーボーダーは「スキー」を「スノーボード」と読替えてください。その他の 雪上滑走用具もこれに準じてください。)は、次のような特有の危険があることを 承知の上、これを自分の注意により避けるようにしてください。
 - (1)降雪・雨・強風・濃霧など、天候による危険。
 - (2)がけ・急斜面・凹凸など、地形による危険。
 - (3)アイスバーン・深雪・クレバス・雪崩など、雪や氷の状態による危険。
 - (4)岩石·茂み·切り株·立ち木·露出した地表など、自然の障害物による危険。
 - (5)リフト支柱・造雪設備・建物など、人工の障害物による危険。
 - (6)他のスキーヤーとの接近や衝突による危険。
 - (7)スキーヤーみずからの失敗による危険。
- 3. スキー場エリア外の滑走は禁止します。また、スキー場エリア内でも、ロープをくぐる行為やコースに指定されていない場所の滑走は禁止します。
- 4. 保護者の目の届かないところでのお子様の単独行動は、おやめください。
- 5. 当スキー場では、この告知及び次号で定めるスキー場の行動規則の無視・軽視には責任を負いかねます。
- 6. これらのことがらを承認できない方は、このスキー場でのスキーをお断りいたします。

第3条 スキー場行動規則

スキー・スノーボードには、さまざまな特有の危険があり、特にスピードを伴うことから、めいめいの行動には、自分自身の事故防止と他の人の安全に対して責任があり、注意義務が求められます。 当スキー場では次の各号の行動規則を守ってご利用をお願いします。

- 1. スキー場では、決して他の人の体や持ち物に危害を与えてはならない。
- 2. 常に前方をよく見て滑り, 体調・技能・地形・天候・雪質・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし, いつでも人や事物を避けられるように滑り方を選ばなければならない。
- 3. うしろや上から滑ってゆく人は、先を滑っている人の邪魔をしたり、危険がないよう に進路を選ばなければならない。
- 4. 追い越すときは、追い越される人がどのような行動を取っても危険がないよう十分な間隔を残しておかなければならない。
- 5. コースに合流 するときや、斜面を横切るとき、また滑り始めるときには、上と下に注意して、自分にも他人にも危険のないよう確かめなければならない。
- 6. コースの中で立ったり座り込んだりしてはならない。せまい所 や, 上 からの見通し のきかない場所 は特に危険である。転んだ時は出来るだけ早くコースをあけなければならない。
- 7. 登る時,歩く時,また立ち止まる時は,コースの端を利用しなければならない。また, 視界の悪い場合は,上から滑ってくる人には特に注意をする。
- 8. スキーやボードには、流れ止めをつけなければならない。
- 9. 標識や掲示物・放送等スキー場の警告に注意し、スキーパトロールやスキー場係 員の指示に従い、自分自身の事故防止にも努めなければならない。
- 10. 事故にあった時は、救急活動と通報に必要な協力をし、当事者・目撃者を問わず、身元を明らかにしなければならない。

第4条 責任の範囲

- 1. 当社は、スキー場利用者が法令もしくはこのスキー場利用約款の規定を守らなかったことにより、当社が損害または賠償の経費の負担を受けたときは、その利用者に対してその賠償もしくは負担経費の支払いを求めます。
- 2. 当社は、当社の管理区域内のスキー、スノーボード及び新雪上滑走用具の一時 置き場及び駐車場における盗難に対しては責任を負いかねます。ただし、当社に 故意過失がある場合はこの限りではありません。

この約款は、2008年2月1日より実施いたします。 信州綜合開発観光株式会社